

豊橋市文化振興指針(改訂版)の総括
及び豊橋市文化芸術振興計画<2026～2035>の方向性について

令和7年8月18日

文化・スポーツ部 文化課

目 次

1. 計画策定の概要 . . . P.3
 - 【1】計画策定の趣旨
 - 【2】計画の位置づけ
 - 【3】計画の対象期間
 - 【4】対象とする文化芸術の範囲について
2. 計画策定の背景 . . . P.6
 - 【1】文化芸術を取り巻く状況
 - 【2】本市における文化芸術を取り巻く状況
3. 文化振興指針（改訂版）の総括 . . . P.12
 - 【1】後期アクションプラン取組み評価一覧
 - 【2】アンケート結果
 - 【3】全体総括
4. 計画の方向性について . . . P.19
5. 今後のスケジュール . . . P.21

1. 計画策定の概要

【1】計画策定の趣旨

本市では、「豊橋市文化振興指針（改訂版）」の計画期間である平成 28 年度から令和 7 年度の間、「文化がみえるまち」の実現を目指し、文化の振興に取り組んできました。

この間、国は文化芸術に関する人々の自主的な活動を促進し、心豊かな国民生活及び活力ある社会を実現することを目的とした文化芸術基本法（以下、「法」と表記。）に基づき、「文化芸術推進基本計画」（平成 30 年 4 月策定）、「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」（令和 5 年 3 月閣議決定）を定めました。「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」では、急激な少子化・高齢化やデジタル化の進展に対し、多様性を尊重した文化芸術の振興等の施策を進めることとされています。

文化芸術とは

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となるものである。

文化芸術推進基本計画（第二期）より

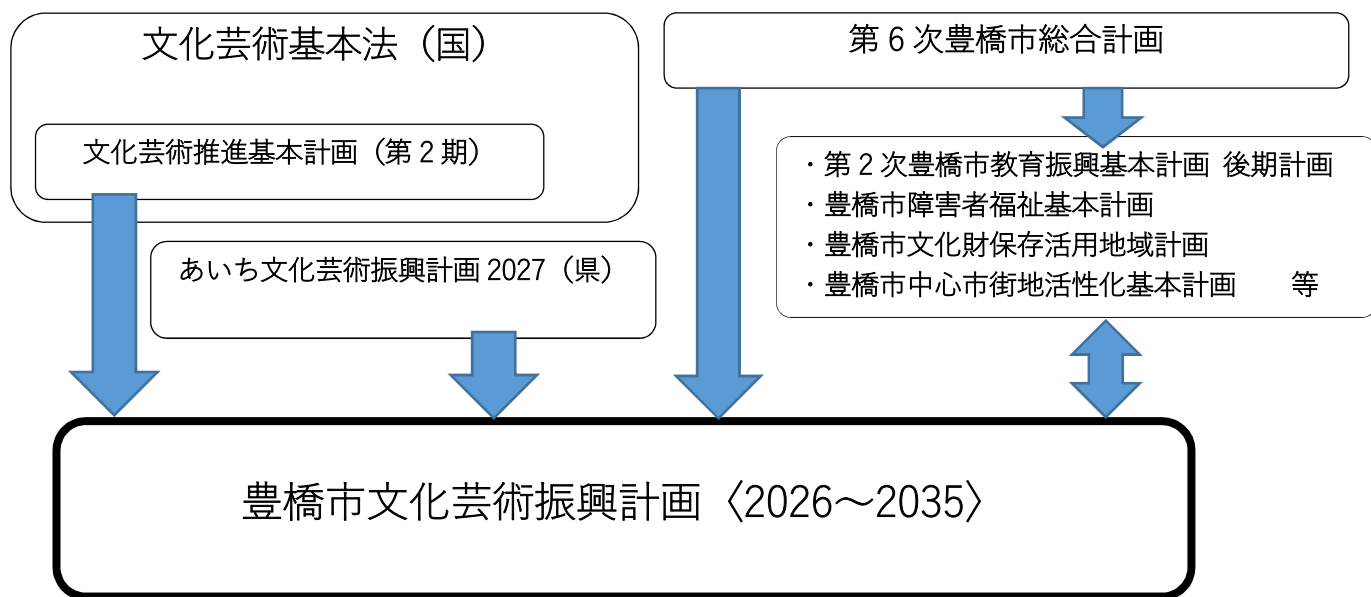
本市においても、少子化・高齢化による担い手不足や鑑賞者の減少等への対応や市民の文化活動の場である各施設の老朽化に対し適切に管理し、効率的に活用していく等の対応が必要となっています。また、年齢、障がい、国籍や経済的な状況に関わらず、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞・参加できる環境を整えることが一層求められています。

そして昨今の社会状況下においても、上述したような文化芸術の役割を以て、持続的で創造的な文化芸術活動が盛んに行われていくことを目指し、これまでの指針で示してきた基本的な考え方を踏まえるとともに、文化振興施策をより具体的に提示し取り組んでいくために「豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉」を策定します。

【2】計画の位置づけ

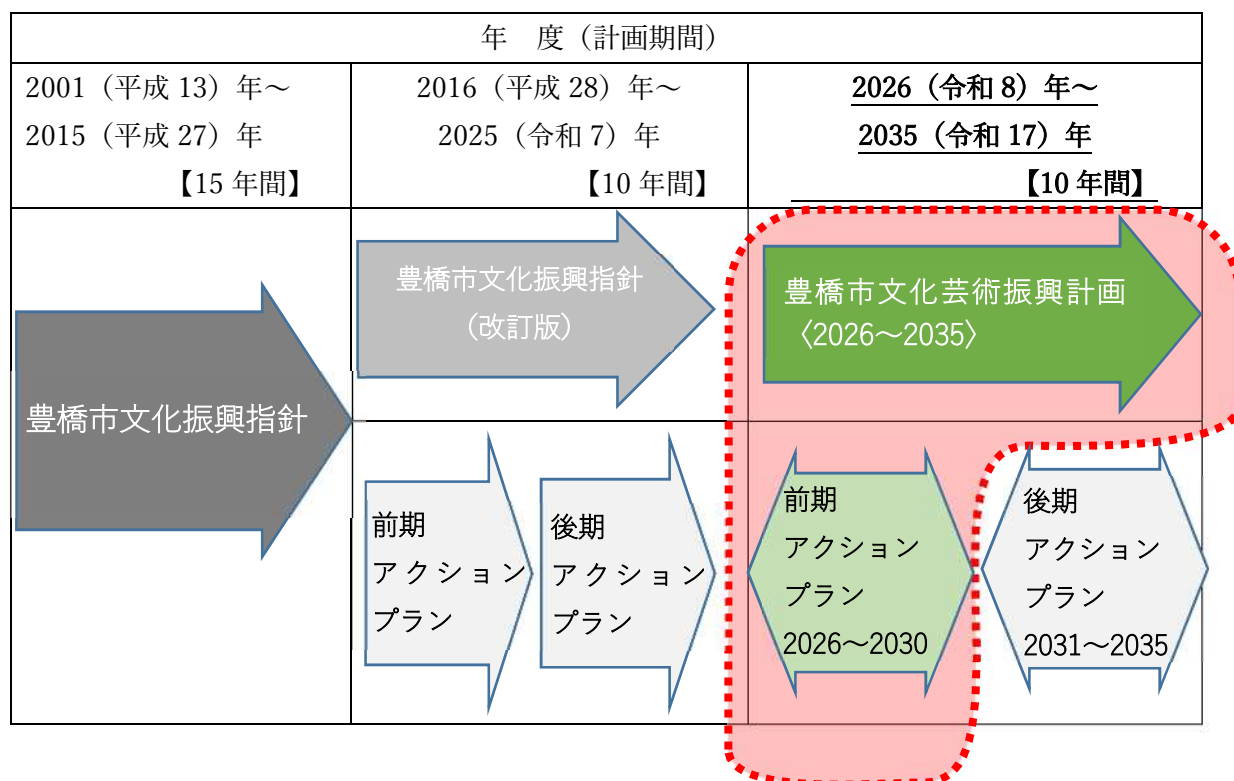
この計画は、第 6 次豊橋市総合計画を上位計画とし、関連する諸計画との整合性を図りながら、文化振興施策を総合的・計画的に推進していくものとします。

また、法に基づく計画に即すとともに、『あいち文化芸術振興計画 2027』も参照し、文化振興を推進していきます。



【3】計画の対象期間

これまで、おおむね 10 年間を計画期間としていることから、2026 年度から 2035 年度の 10 年間を対象期間とします。



【４】対象とする文化芸術の範囲について

本計画で扱う文化芸術の範囲については、法に定められた範囲を基本とします。

文化芸術基本法に定める内容	
分 野	内 容
芸術	文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊
メディア芸術	映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能
生活文化・国民娯楽	生活文化：茶道，華道，書道，食文化その他の生活に係る文化 国民娯楽：囲碁，将棋
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術（手筒花火、梶本八幡社の綱火、豊橋神明社の鬼祭、飽海人形浄瑠璃、等）
地域における文化芸術	地域の人々によって行われる民俗的な芸能（嵩山の大念仏等）

2. 計画策定の背景

【1】文化芸術を取り巻く状況

（1）国の動向

○文化芸術基本法の改正（平成 29 年文化芸術振興基本法から改正）

平成 29 年 6 月に「文化芸術振興基本法」が改正され、名称も「文化芸術基本法」（以下「法」）に改められました。

本法では観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を継承、発展及び創造に活用することが示されています。また、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、年齢、障がい、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、文化芸術を鑑賞しこれに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならないとされています。

○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の制定（平成 24 年 6 月）

実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要があること、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状を改善していくことを目的とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が平成 24 年に成立・施行されました。

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年 6 月）

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く促進することを基本理念とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月に成立しました。そのうえで、令和 3 年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により、事業者にも合理的配慮の提供が義務化（令和 6 年 4 月施行）され、令和 4 年 5 月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定（令和 4 年 5 月）がなされ、文化芸術に対するアクセシビリティの向上が求められています。

○文化財保護法の改正（平成 30 年 6 月、令和 3 年 4 月）

「文化財保護法」の改正により、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度や地方公共団体による文化財の登録制度が始まる等、生活文化（茶道・華道・書道等）の保存・活用の必要性が高まっています。

○博物館法の改正（令和４年）

博物館の活動が、文化芸術により生み出された価値の継承・発展や、新たな文化芸術の創造等の役割を果たし得ることが示されています。

また、博物館が主体となって人材養成の取組を推進すること等が求められています。

○『文化芸術推進基本計画（第２期）』（2023～2027 年度）

デジタル化の急速な進展による表現形態の多様化、深刻な少子化・高齢化の進展による文化芸術の担い手の著しい減少のほか公演の鑑賞者や博物館・美術館の入館者数の減少につながる事等が指摘されています。

今後の文化芸術政策の目指すべき姿として、文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動への参加機会が提供されていることやあらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることが求められています。

以上のような各種法改正の他、『文化施設部会の展望と今後の文化施設の在り方について』（令和７年３月１３日 文化庁）にて、文化施設については地域資源・地域人材の育成・充実・活用を図ることや新たな利用者層の開拓により、文化施設の利用を促進することが必要な視点として提示されています。

（２）県の動向

○『あいち文化芸術振興計画』の改定（改定後『あいち文化芸術振興計画 2027』
（令和４年１２月）

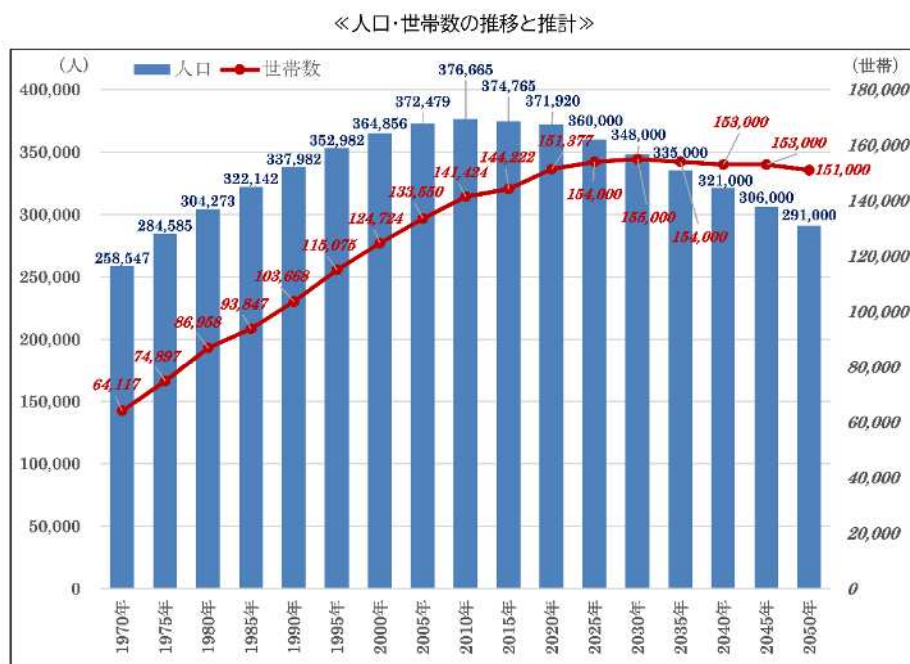
愛知県においては、『あいち文化芸術振興計画』を『あいち文化芸術振興計画 2027』として改定しました。基本目標に県民が心を豊かにすることが出来る環境づくりや人づくり等を掲げています。

【2】本市における文化芸術を取り巻く状況

(1) 少子化・高齢化による人口減少による影響

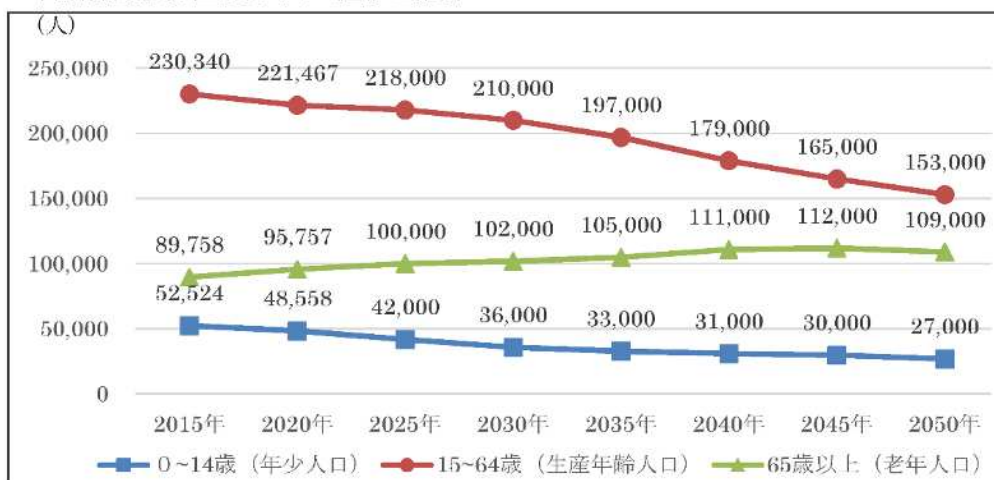
本市の人口は平成 22 年に 376,665 人でピークとなり、それ以降は減少しています。第 6 次総合計画では令和 17 年に 335,000 人まで減少する見込みとなっています。

年齢階層別（3 区分）人口の推移と推計からは、年少人口と生産年齢人口は減少・老年人口は増加していき、今後、文化や芸術の担い手や公演等の鑑賞者が減少していくことが見込まれます。



※2020（令和 2）年までは国勢調査の実績値。2025（令和 7）年以降は第 6 次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コーホート要因法）

「年齢階層別（3 区分）人口の推移と推計」

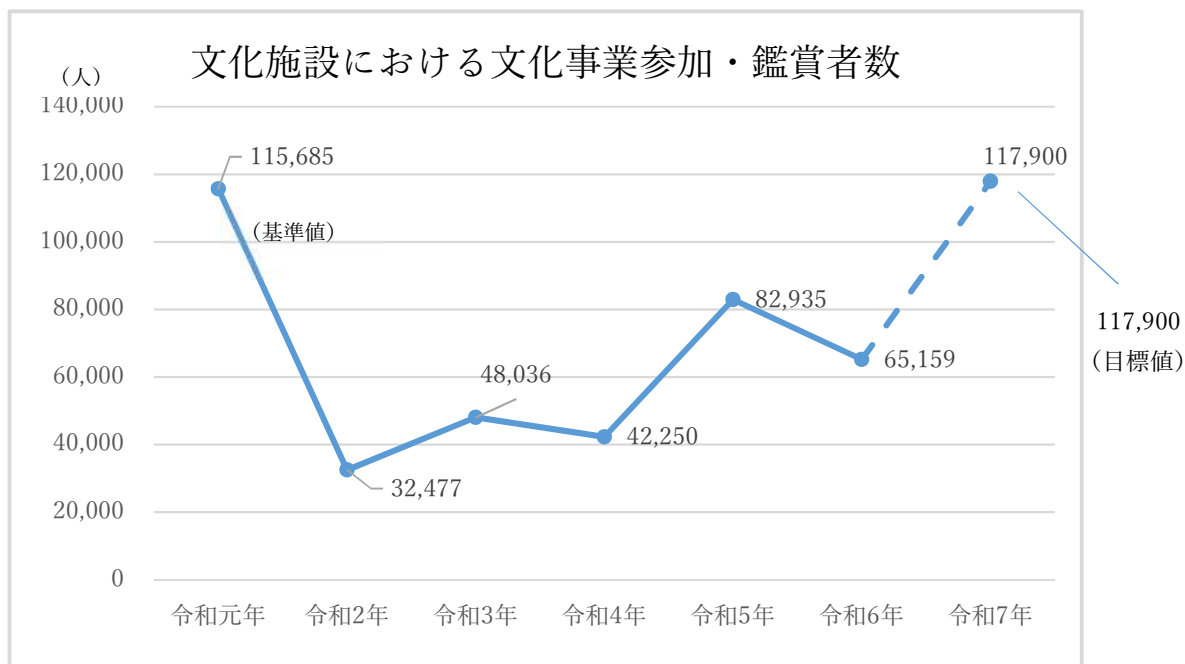


※2020（令和 2）年までは国勢調査の実績値。2025（令和 7）年以降は第 6 次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コーホート要因法）

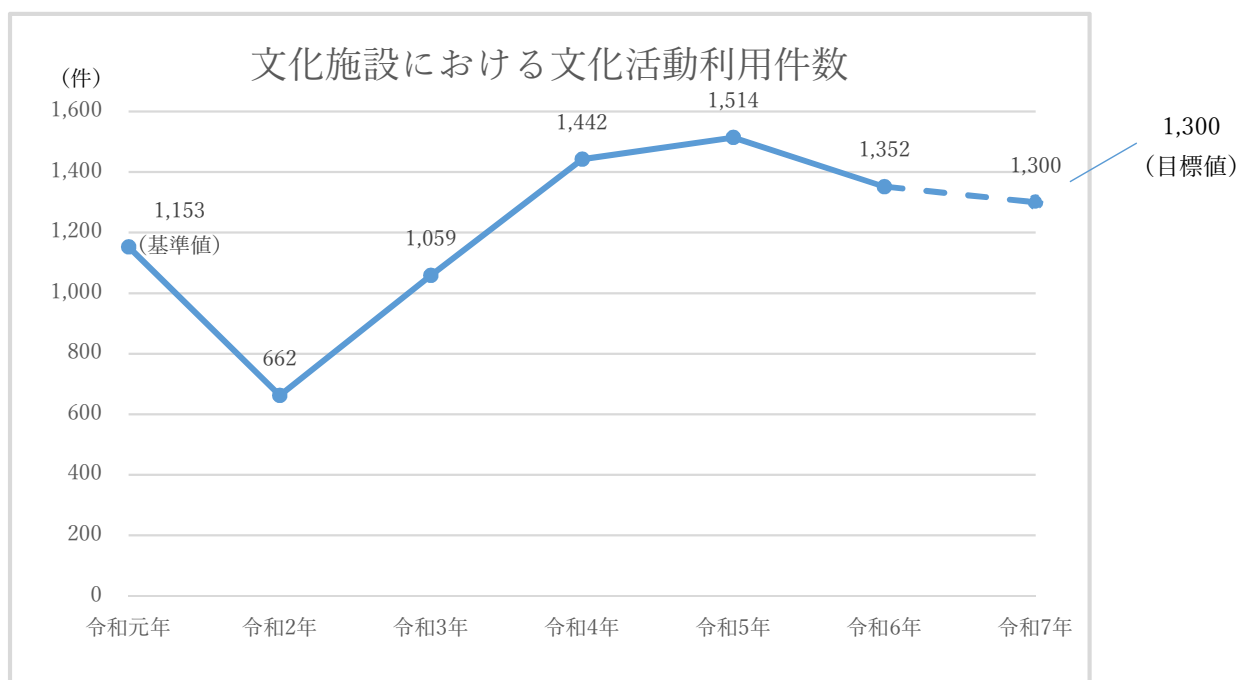
(2) 文化活動の状況

各世代が文化活動に取り組むにあたり、誰もが文化芸術に触れることができ、また担い手となれるよう文化芸術をごく身近なものとして感じられるまちを目指し、多様な公演事業や人材育成に資する施策・取り組みを推進しています。

令和2年には、コロナ禍の行動制限により、文化事業への参加者数は大きく落ち込みました。現在は回復する傾向にありますが、文化事業参加者数としてはコロナ禍前の状況には戻っていません。



一方で、文化施設における文化活動利用件数（ホール等の利用件数）については、コロナ禍前の水準、目標値共に上回っています。



(3) 文化施設等の状況

○文化施設の概要

施 設 名	開 設 年 度	客 席 ・ 展 示 室 等	改 修 等
豊橋市民文化会館	昭和 42 年	ホール 490 席 ※令和 8 年改修後 351 席	昭和 59 年 令和 8 年
西川芸能練習場	昭和 61 年	ホール定員 200 人	
豊橋市三の丸会館	昭和 61 年	茶室 4.5 畳・8.5 畳 立礼茶席定員 17 人	
ライフポートとよはし（コンサートホール及び中ホール）	平成 6 年	コンサートホール 1,000 席 中ホール 306 席	
豊橋市公会堂	昭和 6 年	ホール 601 席	平成 3 年 平成 12 年 等
穂の国とよはし芸術劇場	平成 25 年	ホール 778 席 アートスペース 200 席	
アイプラザ豊橋	昭和 51 年	講堂 1,469 席 小ホール 250 席	平成 25 年愛知県より本市へ移管

○文化に関する施設の概要

施 設 名	開 設 年 度	客 席 ・ 展 示 室 等	改 修 等
豊橋市美術博物館	昭和 54 年	展示室数 9 室	増築 平成 28 年 改修 令和 7 年
民俗資料収蔵室	昭和 53 年 ※しゅん工は 昭和 19 年	展示室数 5 室	
二川宿本陣資料館	平成 3 年	常設展示室（1 階、 2 階）、企画展示室	令和 6 年
商家「駒屋」	平成 27 年 ※改修復元		

以上のほか、文化活動を行う場所として図書館、生涯学習センターや校区市民館等の施設が設置されています。

本市の文化活動を支える各施設に関しては、多くの施設がしゅん工・開設から長い年月を経ており、施設の安全性を含めた今後の対応策の検討が必要です。

特に公会堂については、令和 13 年に築 100 年を迎えることとなります。また、穂の国とよはし芸術劇場については令和 9 年度末に PFI 事業が切り替えの時期を迎えます。

各施設について、今後の適切な管理・整備と利活用していく施策が必要です。

なお、豊橋市民文化会館、豊橋市美術博物館においては、近年大規模改修を実施済みであり、文化活動を発表する場・行う場や優れた芸術、美術・文化財を鑑賞できる場として整備されています。

3. 文化振興指針（改訂版）の総括

【1】後期アクションプラン取組み評価一覧

豊橋文化振興指針（改訂版）では『「文化がみえるまち」の実現』を基本理念とし、4つの方向性のもと12の基本方針を掲げ、基本施策と取組みを明らかにしたアクションプランを作成しています。

計画の策定にあたってはこれまでの事業の検証及び評価を踏まえ、引き継ぐ分野を明確にする必要があります。

豊橋市文化振興指針（改訂版）後期アクションプランの各施策の状況を以下の基準で評価しました。

評価基準	◎：向上 ○：維持 △：低下または取組みが休止しているもの
------	-------------------------------------

文化振興指針（改訂版）後期アクションプランの評価一覧

方向性		基本方針		取組みに対する評価	
				取組み数・評価数	評価
方向性1	『つくる、いかす』	基本方針1	優れた芸術文化に触れる機会の拡大	取組み数 3	○
				◎評価1 ○評価2	
		基本方針2	豊橋発の芸術文化の創造	取組み数 5	○
				◎評価1 ○評価4	
		基本方針3	豊橋の文化的魅力の発信	取組み数 13	△
				◎評価3 ○評価5 △評価5	
方向性2	『ひろげる、つなぐ』	基本方針1	幅広い領域での芸術文化の活用	取組み数 10	◎
				◎評価7 ○評価2 △評価1	
		基本方針2	芸術文化ネットワークの形成	取組み数 8	◎
				◎評価5 ○評価2 △評価1	
		基本方針3	気軽に芸術文化に触れる機会の提供	取組み数 15	○
方向性3	『はぐくむ、ささえる』	基本方針1	青少年の芸術文化体験機会の拡充	取組み数 10	◎
				◎評価5 ○評価5	
		基本方針2	市民文化活動の担い手育成	取組み数 10	○
				◎評価5 ○評価3 △評価2	
		基本方針3	顕彰制度の充実	取組み数 6	○
				◎評価2 ○評価4	
方向性4	『つかう、つたえる』	基本方針1	地域の伝統芸能の継承	取組み数 10	○
				◎評価5 ○評価2 △評価3	
		基本方針2	地域にある文化資源の活用	取組み数 3	◎
				◎評価2 ○評価1	
		基本方針3	市民文化活動の環境整備	取組み数 13	◎
				◎評価6 ○評価6 △評価1	

【2】アンケート結果

文化振興指針（改訂版）の各基本方針について、文化芸術活動に関わりのある層を中心として実績と今後の必要性についてアンケートを実施しました。

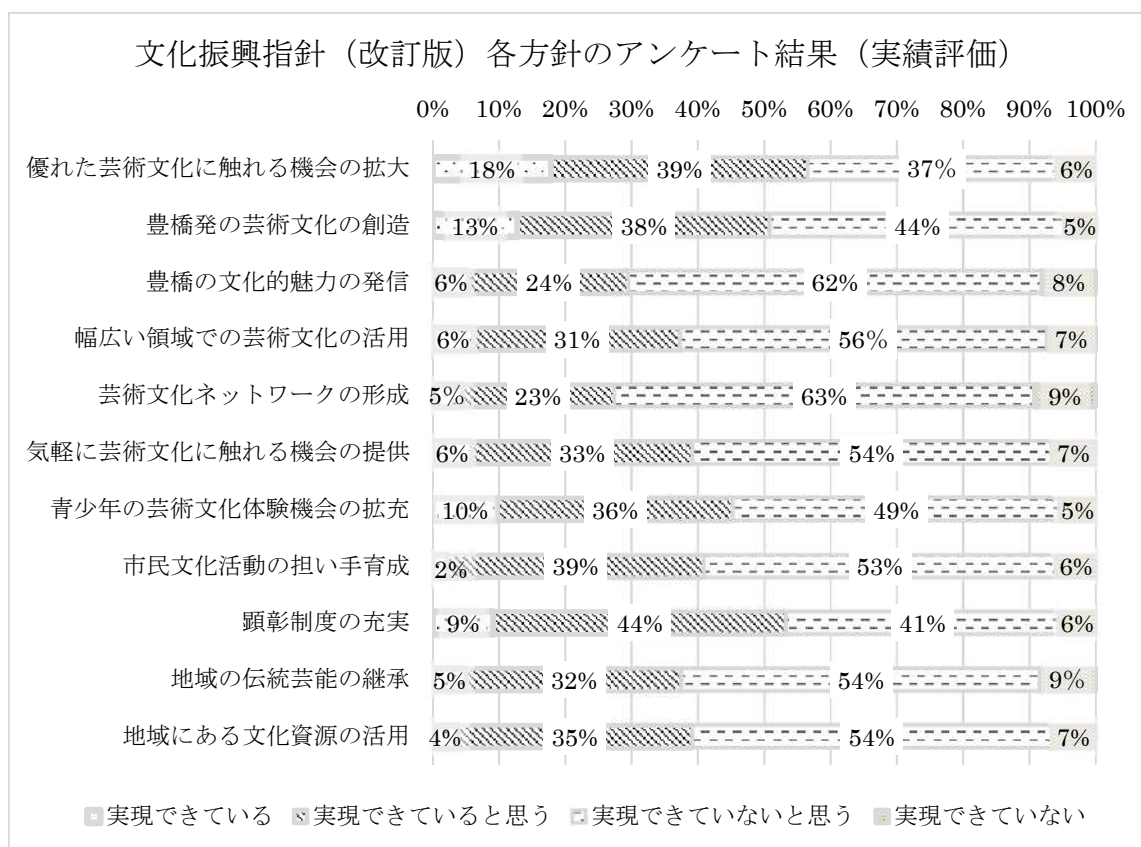
※アンケート配布先：文化振興財団加盟団体、市の文化事業の後援・共催の実施者、生涯学習センター・校区市民館の利用者等 629件 回収数 311件

※アンケート期間：令和7年4月1日～4月30日

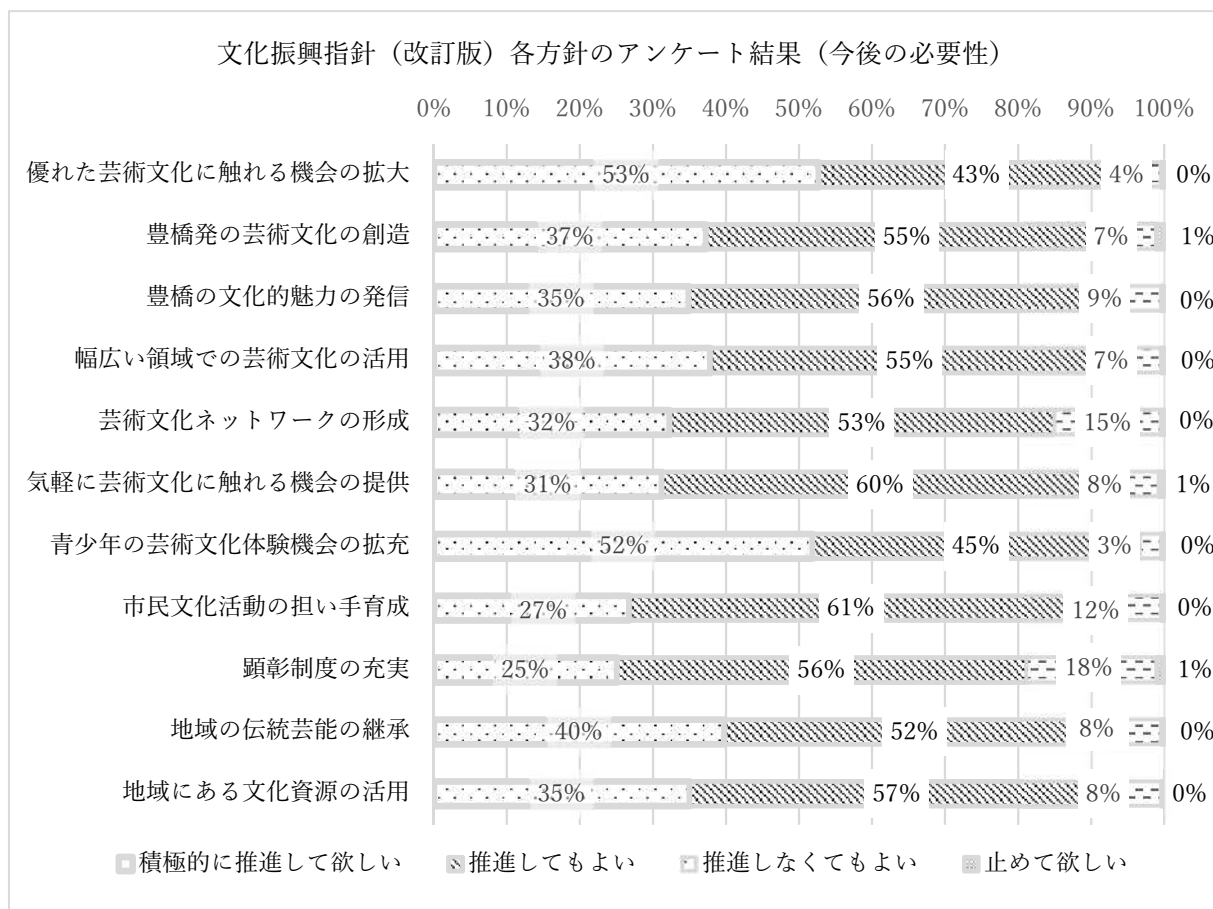
※方向性4 「つかう、つたえる」 基本方針3 市民文化活動の環境整備、文化施設の運営・維持管理や美術博物館改修整備事業の実施といった施設の整備関係があり、施設の質、数等満足度に関する設問を別途実施しました。

アンケートの結果、「優れた芸術に触れる機会の拡大」、「豊橋発の芸術文化の創造」や「顕彰制度の充実」は、〈実現できている〉、〈実現できていると思う〉と答えた方を合わせて50%を超えています。

しかしながら、「豊橋の文化的魅力の発信」や「芸術文化ネットワークの形成」については〈実現できている〉、〈実現できていると思う〉と答えた方を合わせて30%程度となっています。



また、今後の必要性について、アンケートの結果、「優れた芸術に触れる機会の拡大」、「青少年の芸術文化体験機会の拡充」の項目が特に取組みを推進していく必要性が高いものとなっています。



【3】全体総括

(1) 方向性1 「つくる、いかす」

基本方針1 優れた芸術文化に触れる機会の拡大

文化振興財団による自主公演や美術博物館での展示を通じて優れた作品の鑑賞機会を提供できているものと考えられます。

引き続き、様々な取組みを実施していき、人口減少に伴う鑑賞者総数の規模縮小を踏まえつつも、優れた文化芸術作品の提供を実施していく必要があります。

基本方針2 豊橋発の芸術文化の創造

P L A T のレジデンス事業や市民参加型創作事業、美術博物館での地域特性を活かした展覧会の実施等、本市独自の取組をいくつも行ってきました。

本市は劇場と美術館の双方を自前で有していることから、引き続き特色ある豊橋発の文化芸術を創造する取組みが必要です。

基本方針3 豊橋の文化的魅力の発信

多くの人が参加するイベント等の開催を通じ、文化芸術分野の専門的人材を介したアーティストの活動支援や地域住民との協働や関係人口の増加等、文化芸術に携わる人々の相互交流を促すことはできています。今後は、取組みを活性化することで、豊橋の魅力が内外にいっそう発信されていくような好循環の組成が求められます。

(2) 方向性2 「ひろげる、つなぐ」

基本方針1 幅広い領域での芸術文化の活用

小中学校向けワークショップや美術作品の鑑賞授業等の取組みを通じて、本物に触れる体験を積み重ねてきました。

教育分野にとどまらず、幅広い領域として福祉、観光・産業分野等との連携・協力をいっそう深める取組みが必要です。

基本方針2 芸術文化ネットワークの形成

豊橋文化祭、全三河書道百選展等の開催といった文化芸術活動に取り組んでいる団体間のネットワークを活かした取組みが実施されています。

多様な文化芸術情報の提供や新たなネットワークの形成に向けた準備については、幅広い団体間の交流を促進する取組みがより一層必要です。

基本方針3 気軽に芸術文化に触れる機会の提供

三河の若手音楽家育成ワンコインコンサートの開催、美術博物館での学芸員らによる講演会・講座の開催等、文化芸術に触れてみるための第一歩、敷居を下げる取組みについて実施してきました。誰もが気軽に多彩な文化芸術や文化財に触れる機会の提供にあたっては、バリアフリー等の物理的な環境整備に止まらず、様々な鑑賞支援策を充実させるとともに、デジタルアーカイブ化技術等を取り入れた取組み等も検証する必要があります。

(3) 方向性3 「はぐくむ、ささえる」

基本方針1 青少年の芸術文化体験機会の拡充

丸山薫「帆・ランプ・鷗」賞や青少年音の輪事業等、新たな子ども向けの取り組みを実施してきました。これらの取り組みは、子どもたちの豊かな感性や創造力を育むとともに、文化活動の担い手育成につながっており、将来に向けた重要性も高いものです。

一方で、部活動の地域展開等の青少年を取り巻く環境の変化も予見されるため、各種の取り組みを継続し、文化体験の機会を減らさないようにしていく必要があります。

基本方針2 市民文化活動の担い手育成

若手芸術家を発掘する契機となるトリエンナーレ豊橋星野真吾賞展の開催や、各種文化芸術への幅広い関心に対応する生涯学習市民大学トラム、実践者の活動をサポートする人材を育成するファシリテーター養成講座を実施してきました。

総人口が減っていくなか、文化活動に参加したり、創造活動に取り組んだりする人だけでなく、文化活動を地域のために活かし支える人の人材育成も進めるためには、各種取り組みを継続・拡充して実施していく必要があります。

基本方針3 顕彰制度の充実

丸山薫賞、豊橋文化賞・文化奨励賞等の実施や豊橋市民展の開催等、顕彰を伴う各取り組みは順調です。引き続き、顕彰制度が市民文化活動の励みとなるように実施します。

(4) 方向性4 「つかう、つたえる」

基本方針1 地域の伝統芸能の継承

吉田文楽保存会の定期公演、豊橋邦楽大会・邦楽鑑賞会や伝統文化こども教室の開催等地域の伝統芸能に触れる機会を継続的に提供してきました。

その一方で、担い手不足等から終了・休止してしまう取り組みもあるため、人材育成等を充実する必要があります。

基本方針2 地域にある文化資源の活用

二川宿本陣、旅籠屋「清明屋」、商家「駒屋」等の文化財の保存活用やアマチュアオーケストラとして永年の演奏活動を続ける豊橋交響楽団への支援等の取り組みを実施してきました。

引き続き、地域資源としての文化財や市内で活動する文化芸術団体を支える現在の取り組みを実施していくとともに、無形文化財の登録制度の開始等、昨今の国の動きを踏まえた取り組みにも目を配る必要があります。

基本方針3 市民文化活動の環境整備

豊橋美術展の開催や豊橋市民協働推進補助金の交付等の取り組みを実施しており、施設の改修も進んでいます。

一方で、老朽化しつつある施設の利活用について、施設の更新等の大規模な改修だけに頼らず、適切な維持管理や運営による利便性を向上させる取り組みが必要です。また、様々な活動への需要が生じている今日では、新たな利用者層を開拓し、より文化施設の利用を促進する取り組みも必要となります。

（５）文化振興指針（改訂版）の総括

優れた芸術作品に触れる機会の継続的な確保や、特色ある豊橋独自の文化芸術を創造する取り組みは、多くの市民に認知され本市の魅力向上につながっており、引き続き実践していくことが重要です。

その一方で、教育分野での様々な連携のように、福祉・観光・産業などの幅広い領域との連携をさらに進め、誰もが気軽に文化芸術に触れ、相互に交流する機会を充実させていくことが必要です。また、文化芸術活動を行う場所として、各施設の老朽化への対応と誰もが利用できるよう利便性の向上のための環境整備も継続していく必要があります。

人口減少や一人ひとりの価値観が多様化するなかで、文化芸術活動を今後も持続的に充実させていくためには、活動に「取り組む人」への支援や「観る・体験する人」を増やすだけでなく、「支える人」も含めた人材育成を継続的に進めることが特に必要となってきます。

4. 計画の方向性について

(1) 基本的な考え方

文化芸術は豊かな人間性を養い、創造力や感性を育み、人々のつながりや多様性を受け入れる土壌を形成するものであり、心豊かな活力ある社会の形成にとって不可欠なものです。

これまで豊橋に愛着を持ち、市民一人ひとりが人間らしく生きることができるよう、文化を通じ心豊かな人を育むことを目指し、芸術文化の創造、発信、交流の拠点施設である穂の国とよはし芸術劇場や豊橋市美術博物館等を中心に優れた文化芸術に触れる機会の提供等をしてきました。

その結果、文化芸術活動が市民に広く周知、理解され、その活動を応援する多くの市民がいる「文化がみえるまち」の実現に向けた、文化を通じた活気あるまちの姿がみえてきています。

こうしたことから、これまで掲げた基本理念をより一層実現するために、その想いを継承していきます。

●基本理念

「文化がみえるまち」の実現～文化を通じ心豊かな人を育みます～

(2) 取り組むべき方向性と基本方針の整理

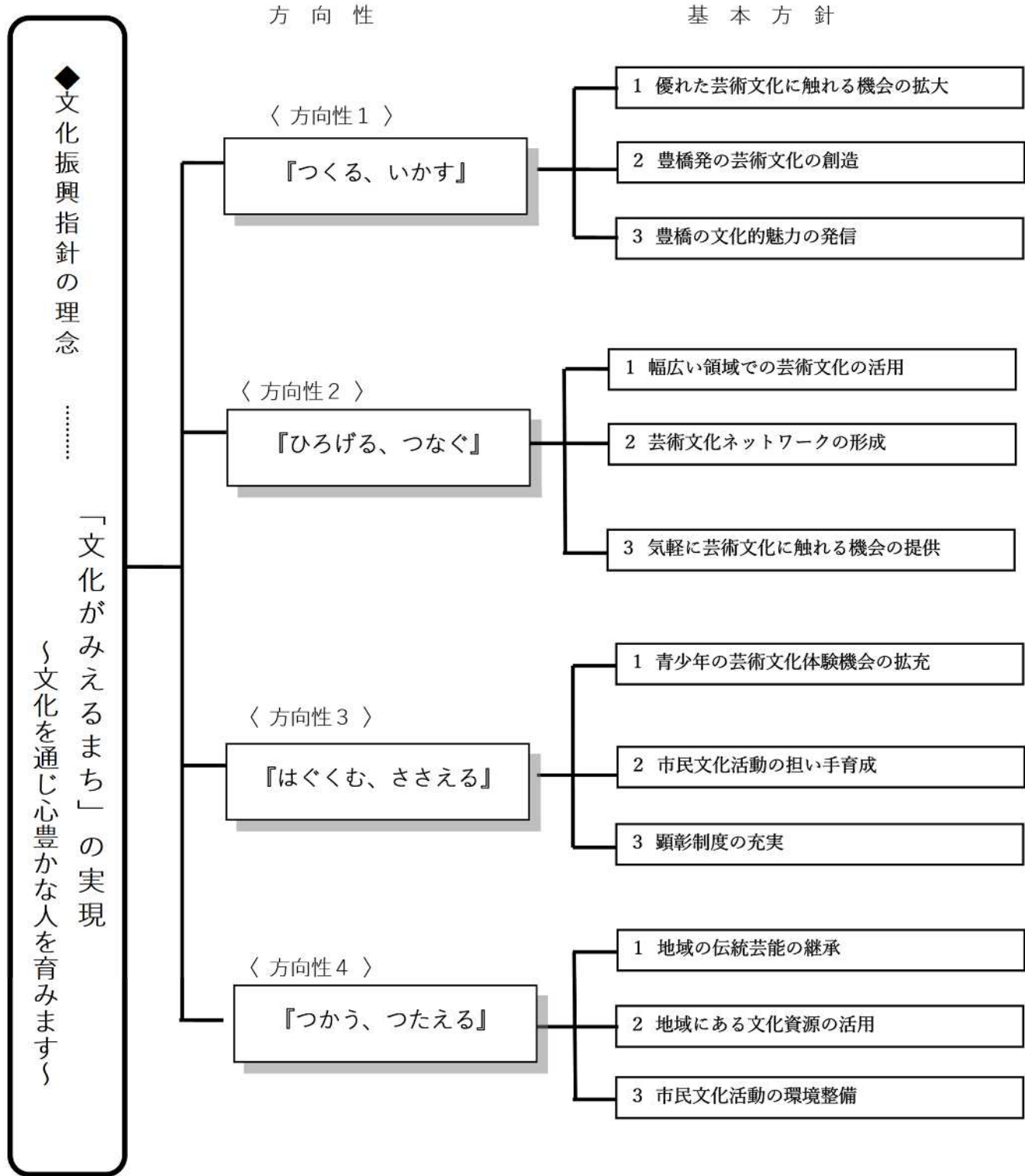
改訂版の策定より10年、これまでの取組みの総括や文化芸術を取り巻く状況を踏まえると、取り組むべき方向性や基本方針の再構成が必要です。

近年では、年齢や障がい、国籍、経済状況等に関わらず、あらゆる人々が文化芸術を身近に感じ携わることで、一人ひとりの個性が活かされ、活力ある社会を実現していくことが求められています。文化に親しむ人の継続的な育成が、文化芸術活動を連綿と紡いでいくための中核を担うことになっていきます。

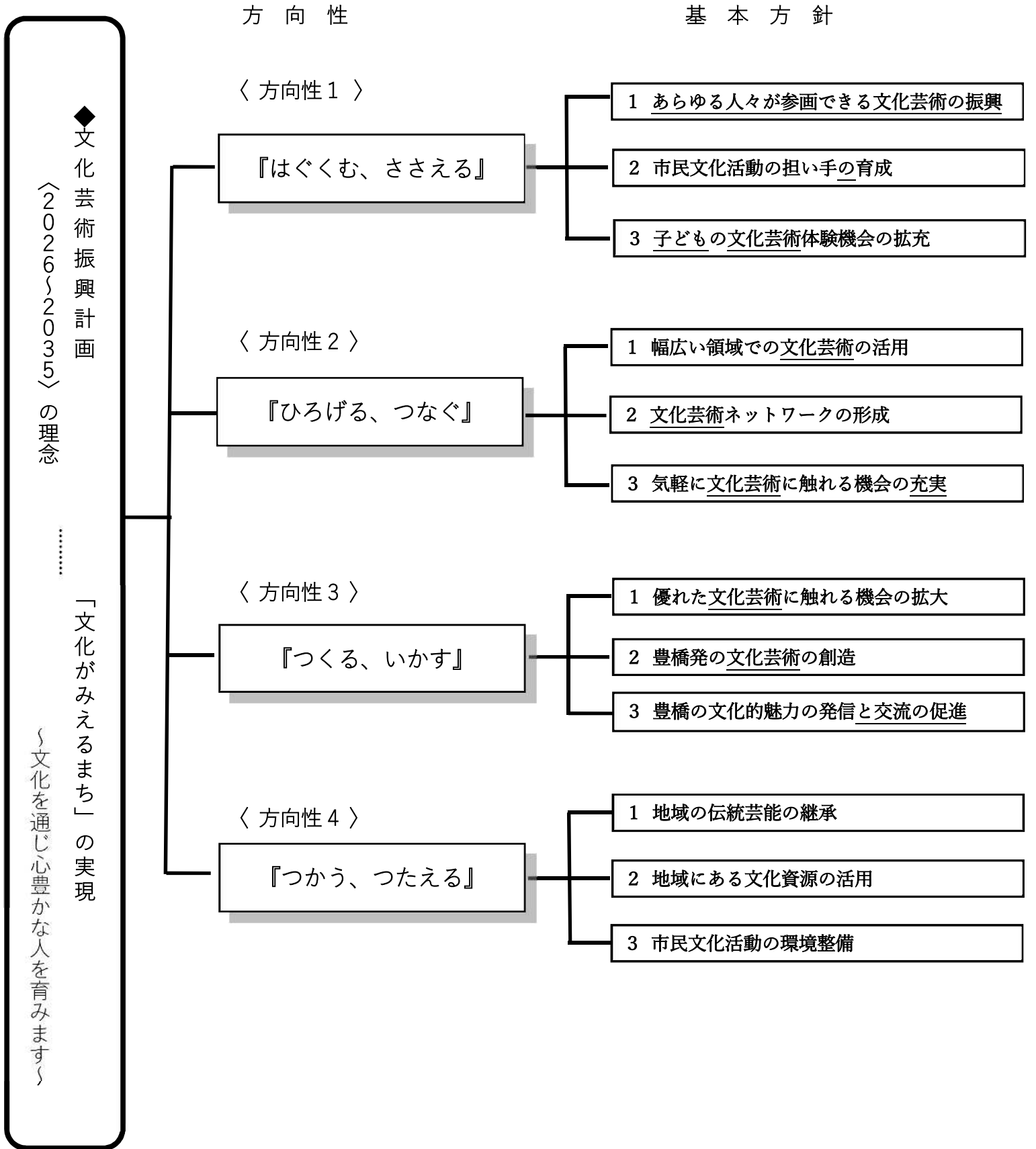
また、福祉・教育・観光・産業等幅広い領域に横断的に文化芸術が関わることで、新たな発見や連携、多様な交流が生まれ、まちの活性化につながっていくことが期待されます。これからも優れた芸術作品に触れる機会を保つことや、そのための場の整備を継続することも踏まえ、4つの方向性を改めて整理します。

【豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉の体系図】

豊橋市文化振興指針（改訂版）



豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉（案）



5. 今後のスケジュール

以下のスケジュールにて引き続き策定作業を進めます。

